

水道料金の算定等について

天理市上下水道局

水道料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」（地方公営企業法第21条第2項）とされています。これに従い水道料金は、過去の実績及び社会情勢の推移に基づく合理的な給水需要予測と、これに対応する施設計画を前提とし、誠実かつ能率的な経営の下における適正な営業費用に、水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資本費用を加えて算定しています。

【水道料金の種類】

口径別の料金となっております。1,801立方メートル/月以上の使用量では、用途別の料金を設定しています。その他に湯屋用、工事用の料金設定があります。

【水道料金の基本料金】

口径別に基本水量を付与した基本料金を設定しています。

【水道料金の従量料金】

口径ごとに、基本水量を超える水量（1立方メートル単位）に、使用水量の増加に応じて水量区画ごとの単価が高くなる（逓増性水道料金）料金設定をしています。